

# イスラム金融に係るわが国金融監督当局の対応状況 — 非付利金融の移入について —

## The State of Correspondence of the Japanese Financial Supervisory Authorities Concerning Islamic Finance: On the Transfer of Non-Interest Bearing Finance

畠山久志

Hisashi HATAKEYAMA

抄録：西欧社会では、古代ギリシアのころから、金融において金利を取ることは忌み嫌われた。また、アブラハムの三大宗教と称されるユダヤ教、キリスト教、イスラム教のような一神教では、有利子貸付けは禁止をされてきた。しかし、西欧のキリスト教国では宗教改革や王室財政の窮迫から16世紀になり、禁止を公式に解いた。

こうした中で一神教の兄弟宗教であるイスラム教は、厳格に有利子金融を禁止しており、現代においてもその基本姿勢は変わらない。しかし、資本主義社会の構成メンバーとして経済活動をするには実質的に有利子金融となる制度が求められるため、金利と同様の効果のあるイスラム金融と呼ばれるシステムを仕組み立てている。日本の金融制度は、有利子による銀行システムを法制度として確立している。

そこで、日本の銀行がイスラム圏に進出する際には、イスラム金融を取入れる必要があった。本稿は、わが国金融監督当局がどのようにしてイスラム金融を受容し、移入したかを検証したものである。

キーワード：キリスト教 イスラム金融 シャリア リーバ 金利

### 序章

現代の感覚からすると宗教と金融との関係は、ニュートラルで相互に依存関係や牽連性などは存在していないと認識されている。特に日本では、喜んで社寺仏閣でお賽銭を投げ、御利益のあるお札を買う慣習が続いている。16世紀の西欧では、教会が免罪符の販売を行ったことに抗議する運動がプロテスタントを生んだ歴史とは対照的である<sup>1)</sup>。

江戸時代には日本の各地で、そうした宗教組織が金貸しをしたり、勤進元になり富くじを販売していたりした。社寺の氏子が集まり、協同組織としての金融である無尽講を行っていた歴史もある<sup>2)</sup>。日本に限らず、多くの仏教国や多神教国では、金利が公認されている。アジア地域一般が、金融に寛容であったともみられている。そうしたこともあり、お金や金融が不遜であったり、卑しいことであったりするという感覚はない。例えば、詩人宮沢賢治の実家は、岩手県花巻市で有数の金持ちであり、家業は質屋・高利貸しであった。父親正次郎は、賢治のよき理解者であり、地元で人望もあり地方議会の議員ともなっている<sup>3)</sup>。

しかし、宗教が人間に対する思想や行動のすべてに関わりをもつものである以上、人間の経済行為である金融に無関係ではありえない。歴史を振り返ると資本主義を発展させた西欧諸国において、金融が宗教の桎梏から解放され、有利子取引が行えるようになったのは、16世紀であった<sup>4)</sup>。それは、旧来のキリスト教が資本という存在を厭うことに強く抗議をするプロテスタントによる新しい宗教のうねりであり、労働とその見返りである資本蓄積を認める主張であった<sup>5)</sup>。

歴史を遡ると古代ギリシアのころから、金融、特に金利を取ることは忌み嫌われた。また、「アブラハムの三宗教」<sup>6)</sup>であるユダヤ教、キリスト教、イスラム教のような一神教では、その經典で金融が厳禁されている<sup>7)</sup>。ユダヤ教では禁止するものの、哀れみが不要とされる異邦人であるキリスト教徒に対しては高利貸しという職業が許されてきた。その結果、シェイクスピアの「ベニスの商人」に描かれているようにユダヤ人の両替商は、醜く非人道的な存在とされた。狭いゲッターに押し込められ、ユダヤ人であることを示す黄色い印や衣類を身につけさせられた。

イスラム教では、マホメットが砂漠の商人であったた

め、貿易は認められた。貿易には、当然対価が支払われる。しかし、貿易の対象である物資と切り離されたお金の遣り取りは禁止された。物流とそれに伴う支払に関する信用取引・商流である手形の遣り取りは頻繁に利用された。しかし、これらから切り離されたお金の遣り取りである金融取引・貸借による金利は否定された<sup>8)</sup>。比喩的には、お金の一人歩きは禁止された。時空を超えることは認められなかった。言い換えれば、お金がお金を生むこと、すなわち金利は認められなかった。この規範は、イスラム教の Shariah (シャリア) 行動準則・コンプライアンスとなり、現代でも厳格に Riba (リーバ) 金利の禁止が遵守されている<sup>9)</sup>。

そこで、プロテスタントが近代資本主義を金融で築き、金利を中心に資本が遣り取りされる近代西欧経済社会の中にイスラム圏が参入するには、金融と非金融の壁を突き崩す手法の必要性が生じた<sup>10)</sup>。20世紀の後半に石油資本を背景に登場したイスラム社会が西欧文化圏と調和点を見出すには、西欧経済の支柱である金利の存在をどの様に位置付けするのか、昇華できるのかに拠っていた。結局、イスラム社会では、金利と同様な経済効果を生み出す手法を取り入れ、金融の不存在地域であることの解消を図った。最も、これらの手法は、長くイスラム社会で金利によらない金融として利用されてきていたものであった<sup>11)</sup>。現在イスラム金融と呼ばれる手法である。

日本は、西欧型の金利による金融を前提に、米国の国立銀行制度を模倣した法体系を構築した。具体的には、伊藤博文の手による「国立銀行條例」が明治5年に制定されている<sup>12)</sup>。しかし、この国立銀行制度は問題が生じ、やはり金利を前提とする英国の民間銀行制度に改められている。

本稿は、日本の金融庁がこの金利を認めないイスラム金融を、金利を基軸としている銀行法の中に如何に移入したのか、また、移入された制度を日本の金融機関が活用しているのか、について検証するものである。

## 1. 宗教

### (1) 宗教の定義

一般的に宗教とは、神または何らかの超越的絶対者、あるいは卑俗なものから分離され禁忌された神聖なものに関する信仰・行事である、といわれる。しかし、実際のところ宗教の定義には定説とされるものはない<sup>13)</sup>。代表的な研究者として知られる米国の心理学者リューバは、多数の宗教の定義を理性的なタイプ (intellectualistic)、情緒的なタイプ (affectivistic)、実践的なタイプ (voluntaristic or practical) の3つに区分けをしているものの、統一した定義を示していない<sup>14)</sup>。また封建時代のアジア地域で支配的であった思想・信仰であった儒教<sup>15)</sup>についてその宗教性を考えると、隣国朝鮮では中国から儒教思想を導入し、土着宗教であった巫女によるシャマニズムをそ

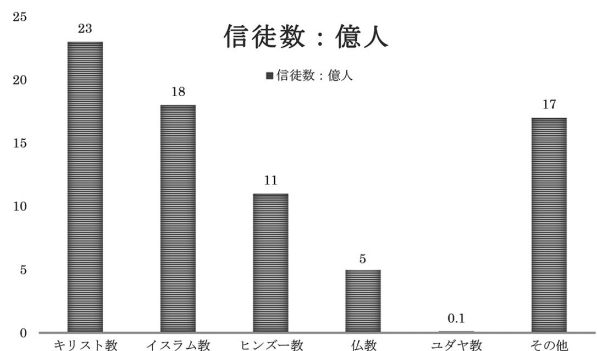
の基礎に置きながら国教にまでステイタスを高めた。今日でも儒教の遺産は、朝鮮半島の社会の基底に根強く残っており、人間関係などの道徳体系、生活様式の中に活かされている。他方、日本では江戸時代に江戸幕府によって忠孝思想が求められたことから宗教である仏教が大勢を占める中、特に武家の間で儒教が儒学として尊ばれ、講じられた。儒学者林羅山が徳川家康に仕え、幕府の文教政策を統制した。第5代将軍徳川綱吉は、思想・学問である儒学を特に重要し、1690年(元禄3年)、孔子廟(学問所・湯島聖堂)を建立した。ところで、儒教が宗教かどうかは、研究者によって異なった意見が出ている<sup>16)</sup>。単なる生活規範、道徳であるとの見解もあるし、先祖崇拜を基準とした宗教であるとの主張もある。なお、中国においては、儒教は宗教の一つであると一般に認識されている<sup>17)</sup>。

### (2) 宗教研究の多様性

宗教学の論考や資料は、キリスト教では2000年を超える歴史もあり、またパチカン(教会)や大学神学部などで研究が続けられ、宗教哲学・比較宗教学・宗教史学・宗教現象学・宗教心理学・宗教社会学・宗教民族学・宗教人類学など膨大な先行研究が残されている<sup>18)</sup>。また宗教を専門とする学究も信仰についてそのファンダメンタルとして深耕を進めている者、史学の観点から考古学的な実証性を追求したり、キリスト教の活動や社会的な影響について分析する者、文化人類学として検証する者などその視点は様々に、また複雑に分かれている。さらに社会科学である経済学や法学の中でも重要な研究対象であり、文献資料も豊富である<sup>19)</sup>。そこで、本稿では宗教の本旨や各宗派の教義については引用に留めている。

### (3) 信者の構成

ところで世界の主な宗教の信者数は、2015年現在でキリスト教が約23億人(31.2%)、イスラム教約18億人(24.1%)、ヒンズー教約11億人(15.1%)、仏教徒約5億人(6.9%)、ユダヤ教徒約10百万人(0.2%)、その他の宗教となっている<sup>20)</sup>。



(資料: PEW SEARCH CENTER より著者一部加筆)

図1 世界の主要な宗教信者数 (2015年)

最近の傾向として、イスラム教徒数の増加が目立っている。ちなみに、わが国では、文化庁の統計によると同じく2015年現在で神道系約85百万人（46%）、仏教系約88百万人（48%）、キリスト教系約1.9百万人（1%）となっている<sup>21)</sup>。

なお、文化庁の統計は、複数回答があるので必ずしも実態を表していない。仏教系と神道系が拮抗して多数を占め、キリスト教が少数派として存在している状況を示しているに過ぎない。

キリスト教、イスラム教、仏教は、民族や種族、文化圏を超えた世界宗教であり、逆にそうした人種や言語、風俗などについて限定を設ける宗教は民族宗教とされる。一神教であるか、多神教であるか、共通の観念的基礎を持つのかなどによっても区分がある。ちなみに、ユダヤ教は民族宗教であっても、キリスト教、イスラム教と同じくヤハウェ（エホバ）との名前を持つ神を崇める一神教であり、共通の観念的基礎を持っている<sup>22)</sup>。

どこの国でも、宗教に対する関心や信徒の数が減少している。日本は、それが顕著であるとする<sup>23)</sup>。昭和30年40年代には恵まれない経済環境から精神生活の拠り所を宗教に求めた世帯が多かった。しかし、経済成長の中で給与水準の上昇や教育環境の整備などによってそうした世帯は少なくなってきた、と指摘されている<sup>24)</sup>。

## 2. 金利が禁止された理由

### (1) 金利の禁止と聖書

もともと、古代ギリシアの時代から金利は、忌み嫌われてきた。例えば、学者のアリストテレスは、「憎んで最も当然なのは高利貸しである。なぜならば、貨幣は交換のために作られたのであるが、利子は貨幣を一層多くするものだからであり、実は最も自然に反したものである。」と激しく非難を加えている<sup>25)</sup>。また発祥を共通にするユダヤ教、キリスト教、イスラム教の一神教では、お金の貸し借りについて金利を取ることは、歴史上長く禁止されてきた<sup>26)</sup>。

ユダヤ教の啓典である旧約聖書の出エジプト記では「もし、あなたがわたしの民、あなたと共に貧しい者に金を貸す場合は、彼に対して高利貸しのようにしてはならない。彼から利子を取ってはならない」と諫めている<sup>27)</sup>。さらにその申命記では「同胞には利子を付けて貸してはならない。銀の利子も、食物の利子も、その他利子が付くいかなるものの利子も付けてはならない<sup>28)</sup>。」としている。表面的には、金利を一切否定しているように読める<sup>29)</sup>。

しかしながらユダヤ教は他民族を差別化する宗教であるため、ユダヤ教徒は異教徒・外国人であるキリスト教徒に対する融資については反対解釈され、逆に“外国人には利子を付けて貸してもよい”と許された<sup>30)</sup>。シェイクスピアの小説「ベニスの商人」を読むと、当時の西欧

社会における一般的なユダヤ人観が描かれている。ユダヤ人金貸しシャーロックが、返済不能となったキリスト教徒アントニオに対し、胸肉の切取りを要求する非道な貸付資金の回収行為が強調される<sup>31)</sup>。西欧社会においてみられる金貸し・ユダヤ人の「醜さ」の原点がそこにある。現代でも、フランスでは、銀行員はユダヤ人と揶揄されると聞く。現フランス・マクロン大統領に対する批判の中にも“銀行員を大統領にすべきではなかった”との声が出ている。19世紀のフランスで起こったドレフェス大尉事件<sup>32)</sup>のころと、大衆の偏見は変わらない、ともいわれている。新約聖書テモテへの手紙で「金銭の欲は、すべ悪の根である。金銀を追い求めるうちに信仰から迷いさまざまのひどい苦しみに突き刺された者もいます<sup>33)</sup>。」また、同ルカによる福音書では、キリストの言葉として「尊いことをし、何（利子）も当てにしないで貸しなさいそうすれば、たくさんの報いがあり、いと高き方の子となる<sup>34)</sup>。」と述べられている。この点について、聖バシレイストが365年にカッパドキアでおこなった教説では、利息を取ることはキリストの教えに対する冒瀆とみなされた<sup>35)</sup>。

### (2) キリストの暴力行為

また、新約聖書で取り上げられている有名な出来事としてキリストが唯一暴力行為を働いた記録が福音書にある<sup>36)</sup>。それは、エルサレム神殿で行われていたお金の両替商や生贄のための動物を売る物売りに対する追放行為であった。ユダヤ教徒は、出エジプト記30章13節に従って、20歳以上の男子は銀2分の1シェケルを神殿に毎年納めることになっていた。それはギリシアの貨幣では2ドラクメに相当する<sup>37)</sup>。その際、ローマの皇帝やギリシアの女神が刻印された貨幣を納めることは、偶像崇拝でありヤハウェを冒瀆するものとして厳禁された<sup>38)</sup>。偶像の刻印されていない神殿貨幣で納める必要があった。

不便なことに、当時流通していたローマ貨幣などから両替することが必要となった。両替にしても生贄にしても遠方から神殿にお参りに来る信者にとって、神殿の中で準備できることは非常に便利なことであつたと思われる。神殿貨幣もそうであるが、生贄の動物も無傷なものに限られた。しかし、その両替商は、ユダヤ教の祭司と通じ、エルサレムの神殿のなかに、ベンチ<sup>39)</sup>を置きその上に貨幣を並べていた。両替の際に不相当な手数料・金利を取っていたため、両替商をキリストが強盗であるとして鞭を振るって追い出したことは有名な出来事である。

聖書では次のように描かれている。「イエスは神殿の境内に入り、そこで売り買いをしていた人々を皆追い出し、両替人の台や鳩を売る者の腰掛けを倒された。そしていわれた。『わたしの家は、祈りの家と呼ばれるべきである。』ところが、あなたたちはそれを強盗の巣にしている。』<sup>40)</sup>聖書のレベルでは、終始一貫して金利は禁じられてきた。金融業者である両替商は、追放された。

### (3) 両替屋 (Money Changer) と貨幣の種類

#### ①両替商

両替商とは、ある貨幣を別の貨幣と交換したり、ある額の硬貨を別の額の硬貨に交換することなどを職業とする人々のことを指す。ユダヤの神殿では、両替屋は交換の都度、15%程度との研究もあるが、高額の手数料を取った<sup>41)</sup>。生贄に使う動物の価格が、市中の値段の4倍であったとの研究もあるので、大幅な鞘を取っていたことが視える<sup>42)</sup>。その神殿貨幣が実は木造の貨幣代用品(トークン)であったとの未確認情報もある<sup>43)</sup>。トークンの場合、両替商が丸得しており、祭司たちと山分けしていたのではないかと推測されている。

#### ②貨幣の種類

イエスが活躍していた時代の貨幣には、基本的にローマの支配下にあったので、これまで使われていたギリシア貨幣とローマ貨幣が存在した。遠方まで交易がおこなわれていたので、周辺諸国の貨幣も混じっていた。そうしたお金を神殿貨幣に両替した。その基本となる単位は、ギリシアの貨幣はその単位が、タラント、ムナであり、ローマの貨幣では、デナリ、アサリオンであった。それぞれ、交換レートが設定されている。もちろん庶民の生活用貨幣は、金銀貨ではなく青銅や銅貨である。

## 3. キリスト社会における金利肯定の動きとイスラム

こうした禁止が行われた背景として、当時多くの民の困窮を奇貨として高利の貸付けが横行し、債務奴隷<sup>44)</sup>などに転落する庶民が後を絶たなかったことやイエスは、貧しき者と共にあるのだから、貧しき者にお金を貸すことはイエスへのローンであり、その金利は天国で返されるとされた<sup>45)</sup>。時間の経過によって利息を取ることは、神のみが贖え、支配できる時間というものに人間が値段を付ける不遜な行為であるとする教会の解釈があった<sup>46)</sup>。金持ちが不労所得を得ることを好ましくないとする考え方もあった。

しかし、中世になりキリスト教会は、十字軍遠征等の資金や国家間の戦争などの必要性から金利を認める方向に向かった<sup>47)</sup>。これまで厳格であったスコラ学も金利は、利息ではなく貸した金をすぐに返さない遅延金であるとしたり、お金を交換する両替手数料であるとする解釈に至り、1215年のラテラノ第4回公会議ではキリスト教徒による金利を取る融資を認める方向を示し<sup>48)</sup>、さらに公益質屋であるモンテ・デイ・ピエスタの有利子負債を1512年(1517年)に開催されたラテラノ第5回会議では肯定している。

カトリック教会の免罪符販売に反対したマルティン・ルターも1524年に旧約聖書のような戒律はもはや拘束力を持たないとした。カルヴァンさえも同様に有利子負債を肯定した<sup>49)</sup>。その思想とすれば、現在の金利学説では

他の投資に回せた機会を失ったとする機会費用の考えや、商売は、リスクを取り利益を得る戦争のようなものであるからお金を貸す相手方は敵である。したがって、仲間ではない異邦人には利息を付けられるとする解釈である。国家レベルでは、やはり戦争資金に困窮した英国のヘンリー8世が1545年に有利子貸付け(10%)を肯定している<sup>50)</sup>。

これに対してイスラム教では、中世までのキリスト教と同じく金利を厳しく禁止する立場をとり、「神はAl-bay(商売)は認めたが、Riba(リーバ)利息は禁じたもうた」、との立場を現在まで貫いている<sup>51)</sup>。現在イスラム金融と呼ばれている。

## 4. 金利学説

ところで禁止された金利について、その本質を研究したものと利子学説がある<sup>52)</sup>。多くの立場があるので、以下代表的なものを取り上げる。①制欲説 貨幣の保有者が、その貨幣を使うことを我慢する。消費に充てるべきところを自己抑制したことの結果としてその対価である金利が生まれるという考え方。前述した機会費用説と基本的には同様である。②時差説 同一額の貨幣は、時間を跨ぐ場合将来と現在ではインフレ等により名目はともかく、実質的価値に差が生じるとする考え方。現在価値を計算する立場である。そこで、現在と将来で同じ金額の貨幣を交換するときには、その差額のみだけ補填をすることが求められ、その補填額が金利であるとする。③流動性選好税 制欲説を経済学的に進化させたもので、貨幣は属性のない最も流動的な資産であり、その流動性を手放す代償が金利であると考えられる。言い換えれば、財サービスの使い易さの高低で金利が生じるとする。この立場では通貨供給量と、流動選好・流動性を欲求する需要の強さが均衡するところで金利が決定される。④利潤説 銀行から企業に融資された生産資本である資金によって商品財が製造され、販売されることによって利潤が得られる。その利潤を生んだ資金の利用料として金利が導き出されると考える。⑤需給説 単純に資金の利用料金が金利であり、その金利は、大掴みに資金の需給の均衡点で決まると考える。シンプルであるが、様々な需給の要因を別個に織り込む必要があるとする。いずれの学説にしても、金利レートの算出は別にして、金利は資金利用の期間対価、使用料であるとされる。

## 5. イスラム金融の体系

### (1) イスラム金融の特徴

イスラム金融とは、Sharia(シャリア)というイスラム法に則った金融取引を意味する<sup>53)</sup>。シャリアは、戒律で西欧社会のコンプライアンスに相当する。シャリア適格とも呼ばれる<sup>54)</sup>。

イスラム金融の特徴は、次の3点に集約できる<sup>55)</sup>。

① Riba (リーバ) 金利の禁止 イスラム金融という金利がないもの、と定義付けられる。金利という概念が禁止されている。禁止される理由は、前述のキリスト教と基本的に同根にある。イスラム教がキリストを神の子ではなく預言者の一人と扱い、新旧聖書を公認していることから視える。②資金提供者と債務者双方による損益の共有 (Profit & Loss Sharing)<sup>56)</sup>。金利のように貸し付ける債権者に一方的な利得が与えられることを禁止し、借受をする債務者にも共通の利益がないと認めないとする。③忌避事業 Halam (ハラム) である豚肉、アルコール、賭博、武器製造等に対する融資取引や投資が禁止されている。最近、日本でもイスラム教徒が来日する機会が増えたことから食事等の材料がハラムに該当しないように求められている。

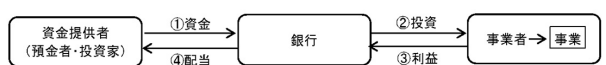
このほかシャリアからは④ Gharar (ガラル) 不確実性のあるものや⑤ Maisir (マイシール) 投機性も禁止されている<sup>57)</sup>。

ガラルからは、将来発生することが不確実な事象に基づいた契約、具体的には先物やスワップ、オプションなどのデリバティブ契約はイスラム銀行業務において、一般的に許されない。マイシールからは、単に投機目的で行われた取引は、基本的に投資者の利益のみを考慮しているため、認められない。しかし、投資行為が契約によって両サイドの損益存在するタイプは許されている<sup>58)</sup>。

(2) イスラム金融活動の種類

金利ではない形で金融活動を行う類型として、大きく分ける<sup>59)</sup>とまず①実物介在取引がある。イ。具体的には物の売買仕立てスキームである Murabahah (ムラーバハ) が一般的に行われている<sup>60)</sup>。

まず、資金提供者である銀行が特定の財を市場で購入し、その購入価格に一定の利潤を加えて資金調達者である顧客に売却する。上乗せ価格になるので、その差額は金利と同じである。資金調達者はその時点では購入代金を支払わない。その後、資金調達者は購入した財を第三者に売却し、得たその売却代金で銀行に返済を行う。要するに、例えば、小売店が商品を仕入れる資金がなくなるとも販売する商品を手に入れるので、必要な資金を得たと同じことになる。資金を金利付きで借りる手法を工夫し変形したものである。資金提供者に対する売買代金の支払は、分割払または後払いで行われる。間接金融、預金貸出の分野では太宗がこのムラーバハである。

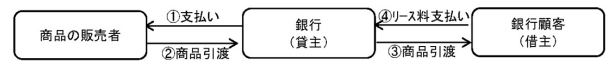


出所：三菱 UFJ 信託銀行作成

図2 ムラーバハ

また、ロ.リース取引である Ijarah (イジャラ) がある。通常の金融取引におけるリースに類似したスキーム

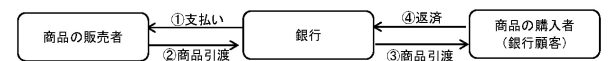
であり、銀行が購入した対象物品を資金調達者に賃貸し、利用料の支払を受けるスキームである。利用料として、物品代金の分割払相当額に利潤相当部分が上乗せされ、銀行が利益を得るものである。一見、金利そのものではないかと思われるが、手数料は金利ではないと扱われている。しかし、内部でもこれは、金利であるとの指摘もあるといわれている<sup>61)</sup>。イジャラ取引の形態にはファイナンス・リースとオペレーティング・リースがある。



出所：三菱 UFJ 信託銀行作成

図3 イジャラ

つぎに②事業投資介在取引がある。事業に投資をして、その結果として配当を受け取るスキームである。具体的には、Mudharabah (ムダーラバ) や Musharakah (ムシャラカ) がある。ムダーラバは日本の匿名組合や信託に類似した形態である。両当事者の一方当事者(銀行)が他方当事者(顧客)の行う事業に関して出資を行い、他方当事者が事業を運営し、事業から得られた収益を当事者間で分配するものである。ムシャラカは、複数の当事者の出資によって、事業組合を設立し、その事業から発生した利益と損失を当事者間で分配するスキームである。ムダーラバと異なり、出資できる当事者の人数に制限はない。共同事業あるいはジョイント・ベンチャー的な取引であると解説されている<sup>62)</sup>。



出所：三菱 UFJ 信託銀行作成

図4 ムダーラバ



出所：三菱 UFJ 信託銀行作成

図5 ムシャラカ

さらに③ Sukuk (スーク) と呼ばれる証券化商品もある。イスラム金融手法を裏付けとして、その利潤を取得する権利を証券に化体したものである。

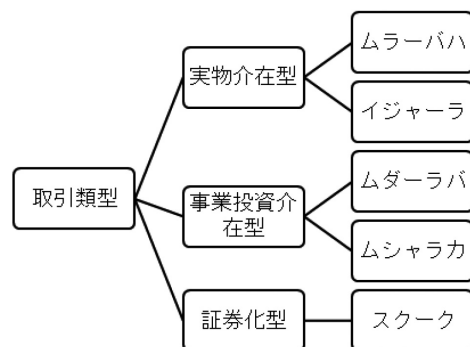


図6 イスラム金融の取引類型

## 6. これまでのイスラム金融に対する金融庁の対応・法的取扱い

日本は近代化の過程で、西欧型の金融制度を取り入れた。明治期の銀行制度は、基本的に英国の民間銀行をモデルにしたので、金利によって資金が調達され、企業へ上乗せ金利によって貸し出された<sup>63)</sup>。金利がない金融については、銀行業を規制する銀行法では、何も定められていないので、したがって禁止されていると解釈されてきた<sup>64)</sup>。ところが、1980年代になるとオイルマネーによるイスラム経済圏の拡大によって<sup>65)</sup>、日本の金融機関もその対応を迫られることになった。

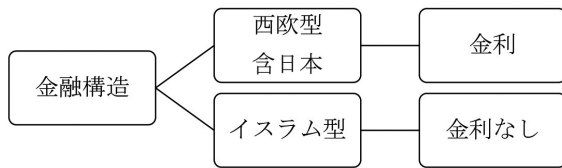


図7 西欧型とイスラム型金融

イスラム金融の利用要望としては、以下の点にある<sup>66)</sup>。イスラム教国の法人や顧客からは①イスラム教国では、当然のことながら宗教上の理由であるイスラム金融を使いたいとの要望がある。②イスラム金融は、イスラム債発行により利用コスト面の有利さがあるといわれている。非イスラム教徒からは、①調達手段の多様化として活用・期待されている。例えば、日系企業のマレーシア現地法人が個人向けのファイナンスのバック・ファイナンスとしてイスラム債を発行した事例が紹介されている<sup>67)</sup>。また、②現地の金融慣行や顧客の意向等からイスラム金融が選択されている。これら専門家や金融機関関係者間で高まる関心を受けて、僅かながら金融庁では環境整備を行ってきところであった<sup>68)</sup>。

### (1) 銀行法施行規則改正

2008年12月に銀行法施行規則が改正され銀行の子会社、兄弟会社のうち金融関連業務を営む会社はイスラム金融のうち、金銭の貸付けと同視すべきものの取扱いが認められてきた(施行規則第17条の3第2項2号の2)。

この規則改正では銀行の関連会社は一定の要件により、認められたが、海外支店を含む銀行本体には、言及されていない。そこで、銀行の業務としては、他業禁止の観点から原則的に規制されているので、一般的には、消極的に解することになっていた。

### (2) 銀行本体でのファイナンス・リース活用の解禁(内閣府令改正<sup>69)</sup>)

イジャラ取引の形態は、2013年銀行本体でのファイナンス・リースの活用の解禁によって実質的に認められている。ファイナンス・リースは、①中途解約禁止、②物件価格と付随費用をリース料で全額回収(フルペイア

ウト)との2つの要件を満たすリース取引であるが、金融機関の子会社のみが認められていたものを金融機関本体が提供することを可能にしている(含代理・媒介)。

### (3) 社債的受益権に係る措置として、イスラム債(スーク)の発行可能へ(資産流動化法・施行令・施行規則改正<sup>70)</sup>)

資産流動化法上の特定目的信託の特別社債的受益権としてスークを発行することを想定し、従来社債的受益権を発行するためには、それ以外の種類の受益権も合わせて発行することとされていた義務を免除している。既存制度の手直しによって行われた。

## 7. 銀行業界の要望

こうした金融庁の対応に対し、海外展開している銀行業界では課題として次の点を認識していた。①子会社、兄弟会社形態でのイスラム金融が認められているものの、その形態では現地の規制上、自己資本比率規制等の制約を受けるところがあり、大型案件への参画が難しい事例が出てきている。②特に、欧州系の銀行においては、イスラム金融が銀行業務と同等の業務という整理がなされているため、本邦の銀行にとって金融機関同士の競争の場面で不利な立場になるということがある。③アジアや中東の金融市場ではイスラム金融が重要な資金調達手段として活用され著増しているため、現状のままでは邦銀による顧客への円滑な資金供給・売込みに支障が生じる懸念がある。④結局、現在の枠組みの中でイスラム金融業務を行うには、同じ国または地域に支店があったとしても現地法人を設立することが必要となり、現地法人を設立することは非常に負担が高く、経営資源の有効活用の観点から容易ではない。

そこで2014年3月開催された内閣府に設けられている規制改革会議の第9回貿易・投資等ワーキンググループにおいて銀行業界(都銀懇話会)側から、検討を求める要望が出された<sup>71)</sup>。

## 8. 規制改革会議の議論

### (1) 銀行業界の要望

この銀行業界(都銀懇話会)の要望内容は、①2008年に銀行法施行規則第17条の3第2項2号の2(銀行法第16条の2第2項2号)が追加によって既に認められた金融業務を営む子会社及び兄弟会社が行えるイスラム金融を銀行本体にも拡大して認める規制の緩和と、②緩和される属地指定であった。

①規制の緩和については、イスラム金融取引に該当する受与信取引(預金・貸出)等のうち、銀行法に基づき銀行本体に認められる業務(銀行業務)と実質的に同視しうる取引の追加を求めている。即ち、銀行業務に準じ、

銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引で経済的な実態として既存の受与信取引と同様であり、異種リスクが混入しないよう手当てされるものなどの要件を満たすものを、銀行本体で取り扱えるイスラム金融とすることを検討するように監督当局へ求めている<sup>72)</sup>。

②属地指定については、監督当局による検討の結果、銀行本体について取扱いが認められることとなったとしても日本国内におけるイスラム金融利用のニーズは限定的であることから、直ちに国内本支店で認めるのではなく、段階的な改革の第一段階として海外支店について求めている。さらに、緩和を行う行政形式としては銀行法令ではなく、監督指針等で行うことを付け加えている<sup>73)</sup>。

## (2) 金融庁の対応

この要望に対しては、金融庁側から海外のイスラム金融に対する法制の紹介やこれまでの取扱い、今後の取扱い方針などが説明されている<sup>74)</sup>。

今後の取扱いについては、次のような方針が示された。イスラム金融を採用している各国によって、統一的な取扱いがなく契約条項も違い、各国によってシャリアの関与度合いも違う。同一の取引でも、有効無効が分かれる。そこで、わが国においては銀行本体の固有業務に入るとか、付随業務に入るかという一律の整理をすることは必ずしも適当ではない。個別具体的な契約取引形態や契約・取引の内容などを踏まえ法令適用事前確認手続によるノーアクションレター、監督指針とかQ & Aなどで明確にしながらか、事案ごとに明らかにしていくことが適切ではないかと考えている。

## (3) ワーキンググループの意見等

銀行側の要望や金融庁の方針を踏まえ、ワーキンググループ参加の学識委員の中から、照会や意見が出された。意見としては、銀行法施行規則第17条の3第2項2号の2の適用を、銀行本体にも何らかの形で拡大することにするべき、との主張があった<sup>75)</sup>。次に、海外で銀行ビジネスを展開するのは、ホスト・カントリー（事業展開国）の法令に従う必要があるため、ホスト国が認めている業務をホーム・カントリー（本拠地国）が制限するのは不適切ではないか、との意見が示された<sup>76)</sup>。さらに、付随業務ではなく、銀行の固有業務である貸付に含まれるという考え方が示された<sup>77)</sup>。一つ目の銀行本体に拡大すべきという考え方に対しては、前述のとおり、金融庁側からイスラム金融取引の多様性や個性が強いため、制限を緩和する行政形式として、必要に応じたノーアクションレター方式または典型的に事前に整理していくのであれば、監督指針方式があると対応されている<sup>78)</sup>。

この点についてイスラム教では、シャリアは、神が啓示した正しい「行動規範」に導くため、信者の全行動を次の五つに分類している<sup>79)</sup>。①義務行為（五行・礼拝、

断食など）、②推奨される行為、③中立な行為、④忌避される行為、⑤禁止行為（実行すれば処断される行為）である。五行などの明確な行為を除き当該行為がどの規範に当たるのかの解釈は、国単位でも地域でもなくそれぞれが属する宗派集団によるといわれている<sup>80)</sup>。したがって、日々の暮らし振りについても、集団によって異なった見解が出され、ローマカトリックのような教皇庁から統一解釈が出されることはないため、画一的対応が困難なことは肯ける。

二つ目の、ホストカントリーの規制によれば足りるとの指摘に対しては、銀行の監督はホストカントリーの法令遵守も踏まえてホームカントリーの監督当局が行うことになっている、と回答されている。

最後の考え方は、銀行による貸付行為の法的性格は、消費貸借である<sup>81)</sup>と一般的に理解されているが、民法上の典型契約だけを予定していないところは、貸付行為にも多様なものがあることから明らかであること<sup>82)</sup>。即ち、銀行法上の貸付けは、民法上の消費貸借契約だけを意味するのではなく、銀行の与信といった一定の経済機能を現したものであると考える。そこで、イスラム金融も同様な経済機能を果たすのであれば、貸付に該当するので、固有業務に該当すると見解を示した。

## (4) 閣議決定「規制改革実施計画」

これらの議論を踏まえ、2014年6月金融庁財務省「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言の中に「銀行本体において認められるイスラム金融取引の明確化」が織り込まれた<sup>83)</sup>。また、同月閣議決定された「規制改革実施計画」に「異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する授与信取引等の銀行本体への解禁」として取り込まれている<sup>84)</sup>。

## (5) 監督指針の改正

以上の経緯から、2015年4月1日に金融庁から主要行等向けの総合的な監督指針等<sup>85)</sup>（案）が改正された。この改正によって、金利を使わない形で工夫されたイスラム金融<sup>86)</sup>の典型的な取引行為が類型ごとに、「その他の付随業務」の中に取り込まれ、これにより海外支店も含めて銀行本体が営業活動を行えるようになった。

銀行業界からは、国内におけるイスラム金融利用ニーズが低いことから、現段階では海外支店のみの規制緩和が求められたが、海外支店も結局、銀行本体そのものの一部であることから、海外支店も含め銀行本支店一体として取り扱うことになった。また、規制緩和の行政形式として法令による一律な対応はせず、現行法の枠内で当該イスラム金融の個別取引のスキームや契約条項を踏まえて監督指針により類型ごとに明らかにしていくことが適切と判断された<sup>87)</sup>。要するに、付利金融が原則であるとする銀行法の原則は崩さずに、行政の運用としてイスラム金融を認めることとした。

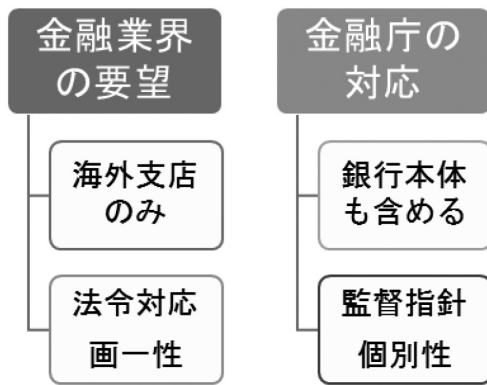


図8 金融庁の対応結果

## 9. 改正監督指針の概要 (V-3-2 (3))

### (1) 基本類型

銀行本体が、資金の貸付け等と同様の経済的効果を有する取引として①資金の貸付けと同様の経済的効果を有する取引及び②預金の受入れと同様の経済的効果を有する取引、さらに③金利・通貨スワップ取引と同様の経済的効果を有する取引を行う場合が規定されている。

①資金の貸付類型にはイ、商品の売買、ロ、物件の賃貸借、ハ、顧客事業の権利取得が含まれている。

### (2) 顧客宗教性考慮の意義

それぞれの類型について、顧客又はその関係者の宗教を考慮することが求められている。この点について、当然のことながら、監督官庁が方針として銀行による顧客属性として特定の宗教を求めたわけではなく、宗教によって取引の可否基準を定めたのではない。憲法第20条により政教分離が基本原則であり、行政として特定の宗教を対象にした差別的取扱いを認めてはいない。また、金融分野における個人情報保護ガイドライン第6条第1項において宗教が機微(センシティブ)情報とされることから明らかである<sup>88)</sup>。その意図するところは単に、改正の経緯としてイスラム金融を念頭に置いていることを示すだけの意味しかない。パブコメにおいても、「改正がイスラム教等に配慮するもの」とするセンテンスの意義を問われたが、「銀行の健全性の維持等を目的とする銀行法の観点から、銀行が行うことのできる業務の範囲を明確化するもの」とであると回答されている<sup>89)</sup>。

### (3) 実質および形式基準の採用

各類型は、実質的な経済効果に着目しているが、例えば、物件の賃貸の形式を有する場合にはリース物件について定めた銀行法第10条2項18号の要件を充足する必要があるなど、取引の類型ごとに形式も含めた留意点が表示されている。要するに、各類型に該当するものとされるには経済効果という実質と形式基準が要求される<sup>90)</sup>。

## (4) 海外の銀行子会社の取扱うイスラム金融

### ①改正監督指針と銀行法施行規則との関係

銀行法施行規則第17条の3第2項2号の2では、銀行の子会社が行うことのできる金融関連業務の一つとして、「金銭の貸付け以外の取引に係る業務であって、金銭の貸付けと同視すべきもの」と規定されていたが、改正監督指針では、「金銭の貸付けと同様の経済的効果を有する取引」との文言に変更されている。しかし、施行規則と監督指針も共に実質と形式の要件を要求しているという点で共通しており、監督指針による規則の解釈変更はないと解されている<sup>91)</sup>。

### ②海外の銀行子会社の取扱えるイスラム金融の範囲

では、銀行本体で「その他の付随業務」として可能とされた取引類型を銀行の海外子会社が行うことができるのか。この点について、銀行本体で認められる付随業務であれば、子会社で制限をする必要性はなく当然に認められる業務であることおよび「銀行現法」が行う業務については、すでに監督指針(バーゼルコンコルダットの趣旨)<sup>92)</sup>により、現地監督当局が容認するものは、銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認するとされていることから肯定される<sup>93)</sup>。

## 10. 具体的取引類型

### (1) 資金の貸付けと同様の経済的効果を有する取引

本改正によって、資金貸付けと同様の経済的効果を有する取引として①商品売買(ムラーバハに相当)、②物件賃貸(イジャラに相当)、③顧客事業の権利取得(ムダーババに相当)の三類型があり、それぞれ留意点が表示されている。

#### ①商品売買(ムラーバハ) 監督指針(三)①イ

資金の貸付けと同様の経済的効果を有する取引で商品の売買が含まれる類型には、留意事項として「商品の売買代金に係る借用リスク以外に商品に関するリスク(当該取引に必要となる商品の売買ができないリスクを含む)」を銀行が負担しないことが示されている。

商品売買が資金貸付け(銀行法第10条1項2号)に該当する場合には、法令上直接適用されるものではないが、リスク負担を回避するための対応として銀行法施行規則第13条の2の3第1項1号ロが予定するスキームを構築することが求められている。

具体的には、商品およびその対価の授受を約する売買取引であって、イ、当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することにならないこと、ロ、当該売買取引に係る商品の保管または運搬に伴い発生し得る危険を負担しないことのすべてを充たす必要があるとされている。詳しくは、商品の在庫リスクや商品の価格変動リスク、商品の品質等に係るリスク(瑕疵担保責任、債務不履行責任等)などを負担しないスキーム構築が必要と考えられている<sup>94)</sup>。



②物件賃貸（イジャーラ）同口。

資金の貸付けと同様の経済的効果を有する取引で物件の賃貸が含まれる類型には、留意事項としては①当該物件の賃料に係る信用リスク以外に当該物件に関するリスクを銀行が負担しないことのほか、②銀行法第10条2項18号の要件を満たすこと、③銀行が物件の建設等を行うことになっていないことが示されている。

信用リスク以外の負担をしないためには、物件を引渡しできないリスク、物件を引渡し賃貸や転貸できるまでの間の保管リスク、物件の管理リスク、例えば物件の賃貸人としての修繕義務など、物件の品質・管理等に係るリスクを負担しないスキームおよび体制とすることが必要と考えられている<sup>95)</sup>。

③顧客の行う事業に係る権利取得（ムダーラバ）同ハ

資金の貸付けと同様の経済的効果を有する取引で顧客の行う事業に係る権利の取得が含まれる類型には、留意事項として当該権利から生じるキャッシュフローが資金の貸付けと同様であり、かつ当該事業に関するリスクのうち当該顧客に対する借用リスクと評価できないものを銀行が負担していないことが求められている。

（2）預金の受入れと同様の経済効果を有する取引同②

商品の売買が含まれる預金の受入れと同様の経済的効果を有する取引の類型については、留意事項として銀行が商品に関するリスクを負担していないことが示されている。留意事項は商品売買・ムラーバハと同趣旨と考えられているが、本類型では銀行が商品の売買代金を後払いする側になるので、銀行が商品の売買代金の信用リスクを負担することが組み込まれていない取引と考えられている<sup>96)</sup>。

（3）金利・通貨スワップ取引と同様の経済的効果を有する取引同③

商品の売買が含まれる金利・通貨スワップ取引と同様の経済的効果を有する取引の類型には、留意事項としてやはり銀行が商品に関するリスクを負担していないことが示されている。同類型では商品の売買代金は商品の売買時に支払われることとされているので、銀行が商品の売買代金の信用リスクを負うことが組み込まれていない取引と考えられている<sup>97)</sup>。デリバティブ取引から生じる借用リスクは、商品に関するリスクではないと考えられている<sup>98)</sup>。

11. まとめ 本邦銀行のイスラム金融取込状況

最後にまとめとして、こうした行政運用であるが、規制緩和を受けた日本国内銀行のイスラム金融の展開状況について取り上げる。いずれにしてもイスラム金融は、日本のメガ銀行にとって今後有望な商業圏であり、その拡大傾向から、収益の確保が期待できる取引である<sup>99)</sup>。

しかし、イスラム金融の手法が、改正により使えるようになったが、シャリア適格があることやその適格も当該国において他国と同一でないものもあり、適格性の確認等を宗教法専門家と協議していく必要がある。また、同時に日本国内の監督当局とも一般の融資等の業務と同視できるかどうかを確認する必要がある。積極性と慎重さが求められる。

（1）日本国内では、実績なし

この改正を受けて、本邦銀行の取組を見ることにする。日本国内においては、イスラム金融を利用する実需はほとんどない。イスラム諸国の企業が、設備投資を日本国内で行う必要性がない状況にある。したがって、銀行本体では、イスラム金融の取扱いをしていないのが現状である。

（2）イスラム諸国での展開

現在イスラム金融が盛んにおこなわれている国は、マレーシアとサウジアラビアである<sup>100)</sup>。日本の現地法人銀行（邦銀）のマレーシアでの営業活動は、現地に出ている日系企業向け融資が主体となっている。この点は、他の非イスラム圏内の諸外国においても状況は同様である。非日系企業へのイスラム金融方式による資金供給は、欧米金融機関が先行しているのが実情である。

イスラム圏は、地政学的なリスクがあるものの、潤沢なオイルマネーと人口規模等から今後とも優良な商業圏と目されている。金融庁の積極的な規制改革による成果が、上がることを祈念する。

注

- 1) デビッド・グレーバー（監訳酒井隆史）『負債論』476頁、以文社、2016
- 2) 水上宏明『金貸しの日本史』48頁、61頁、新潮社、2004 賭博行為もなされていて、参加費は“寺銭”と呼ばれていた。
- 3) 門井慶喜『銀河鉄道の父』25頁、講談社、2017
- 4) 第5ラテラノ公会議（1512年～1517）貧者向けの公益質屋拡充が図られた。マルティン・ルター（1524年）、英国王ヘンリー8世（1545）
- 5) マックス・ウェーバー（訳中山元『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』日経BP社、2010
- 6) 竹下節子『神と金と革命がつくった世界史』31頁、中央公論社、2018
- 7) 島田裕巳『金融恐慌とユダヤ・キリスト教』184頁、文春新書、2009
- 8) 門倉貴史『イスラム金融入門』31頁、幻冬舎、2008
- 9) 『負債論』409頁
- 10) 上山一「中東・湾岸諸国におけるイスラム金融機関のミクロ経済的考察」一橋大学博士（経済学）学位論文13頁、2013

- 11) 『負債論』 408頁
- 12) 拙稿「近代日本の金融史－国立銀行に期待された役割」NEW FINANCE No46-8, 地域金融研究所, 2016
- 13) 村石恵照「宗教の定義をめぐる諸問題」江戸川女子短期大学ジャーナル11巻144頁, 1996, 文部省公務課編『宗教定義集』154頁, 文部省調査局, 1961
- 14) Leuba, J. H. The psychological study of religion: It's origin, function, and future. New York: Macmillan (1912) 訳書(原田敏明)リユーバ『宗教の心理学的研究』, 同文館, 1927
- 15) 儒教に関する著作は多い。最近のものとして加地伸行『沈黙の宗教－儒教』, 2011, 筑摩書房, 鈴木利定『儒教哲学の研究』, 2005, 明治書院などがある。
- 16) 佐藤貢悦「儒教の伝承について(〈特集〉宗教の教育と伝承)」宗教研究85巻2号460頁, 2011
- 17) 竹下節子『神と金と革命がつくった世界史』234頁, 中央公論社, 2018
- 18) 小口偉一・堀一郎監修『宗教学辞典』, 東大出版会, 1973 宗教哲学・比較宗教学・宗教史学・宗教現象学・宗教心理学・宗教社会学・宗教民族学・宗教民俗学等々多角的な宗教学の全貌を集大成した本格的な辞典
- 19) 植松忠博「日本資本主義の宗教的基礎」神戸大学国際協力論集創刊号1頁, 1993 大和正典「資本主義的發展と宗教倫理および個人主義との関係－主要論争の概観－」帝京国際文化ジャーナル18号, 2005 白取 春彦『世界四大宗教の経済学－宗教とお金, その意外な関係－』, PHP, 2006など
- 20) “The Changing Global Religious Landscape” March. 31.2017 Pew Research center. <http://www.pewforum.org/2017/04/05>
- 21) 文化庁宗教統計調査平成29年度調査平成28年12月31日現在 信者総数182,266,404人 神道系84,739,699人 仏教系87,702,069 キリスト教系1,914,196人
- 22) エコノミスト編集部「聖書と金利の関係を読み解く7つの基礎知識」週刊エコノミスト2015年6月2日号28頁
- 23) 島田裕巳『宗教消滅』, 16頁, SBクリエイティブ2016
- 24) 『宗教消滅』37頁
- 25) アリストテレス, 山本光雄(翻訳政治学)川村賢太郎(翻訳経済学)『政治学・経済学』(アリストテレス全集第15巻29頁, 岩波書店, 1988
- 26) 北村歳治・吉田悦章『現代のイスラム金融』133頁, 日経PB社, 2008
- 27) 出エジプト記22章24節
- 28) 申命記23章20節
- 29) 櫻井秀子『イスラーム金融』79頁, 新評論社, 2008
- 30) 申命記23章21節
- 31) 板谷俊彦『金融の世界史』86頁, 新潮社, 2013
- 32) 1894年ユダヤ人砲兵大尉であるドレフュスがドイツへのスパイ容疑で逮捕された。偏見による濡れ衣事件であった。
- 33) テモテへの手紙一 6章10節
- 34) ルカによる福音書6章35節
- 35) 『負債論』421頁
- 36) ルカによる福音書19章45節(マタイ, マルコ, ヨハネに平行記事)
- 37) ギリシア銀貨2ドラクメ(約2万円弱)
- 38) イエスの頃は, 初代皇帝アウグストゥス養子ティベリウス帝(14~34年)の時代に当たるので, 当時のデナリウス銀貨の片面には, 同皇帝の顔が刻まれていた。
- 39) BANCOの語源 昔から金貸しは, 椅子を持ち出しテーブル代わりに使い, そのうえで貨幣の遣取りをした。
- 40) マタイによる福音書21章12節
- 41) 橋本滋男「神殿税の支払いについて－マタイ福音書17章24-27の釈義研究－」キリスト教研究第52巻第1号4頁, 1990
- 42) 一つがいの山鳩が金1デナリ(約1万円)することもあった。
- 43) 出典不明「当時の両替人は『聖所のシケル』を木製のコインに両替して売っていたというのである。」
- 44) 『負債論』422頁
- 45) 聖バシレイオスは, ラディカルに金持に, その持ち物を貧者に与えろ, と神は命じていると主張した。『負債論』424頁
- 46) 聖トマス・アクィナスは, 人間は時間のうちに生きるものであるので金利という形式で時間から利を得ること許されないとする。『負債論』425頁
- 47) 吉村文成「利息を禁止した宗教の知恵」国際文化研究11巻43頁, 2007
- 48) 『金融の世界史』54頁
- 49) 『負債論』477頁
- 50) 杉江雅彦「“ウスラ”をめぐる中世ヨーロッパの貨幣観」同志社商学第56巻2-4号127頁, 2004
- 51) コーラン第2章
- 52) 有井治「資本を利子および利潤について」成城大学『経済研究』第13号9頁, 1960 井堀利宏『入門マクロ経済学』72頁, 新世社第3版, 2011
- 53) バハレーン中央銀行『イスラム銀行とイスラム金融』24頁, PHP研究所, 2009
- 54) 永井隆昭『イスラム金融』41頁, 日刊工発新聞社, 2009
- 55) 2014年3月4日開催内閣府規制改革会議第9同貿易・投資等ワーキンググループ 都銀懇話会幹事行発言議事録3頁同会資料1頁
- 56) 『イスラーム金融』109頁
- 57) バハレーン中央銀行36頁
- 58) バハレーン中央銀行36頁

- 59) 2014年3月4日開催同会資料2頁  
 60) バハレーン中央銀行39頁  
 61) 『イスラム金融』137頁  
 62) 『現代のイスラム金融』70頁  
 63) 玉置紀夫『日本金融史』29頁, 有斐閣, 1994  
 64) 銀行業は, 免許業種なので法律で認められている業務のみが許される。  
 65) 糠谷英輝「イスラム金融の軌跡」広島経済大学創立五十周年記念論文集上巻, 415頁, 2017  
 66) 2014年3月4日開催同会資料4頁  
 67) 2014年3月4日開催同会資料5頁  
 68) 秋山文子「なぜ今, 日本でイスラム金融か」国際通貨研究所 Newsletter 2012年No.14 1頁  
 69) 2012年4月1日施行  
 70) 2011年11月24日施行  
 71) 2014年3月4日開催同会資料6頁  
 72) 2014年3月4日開催ワーキンググループ議事概要2頁都銀懇談会発言  
 73) 2014年3月4日開催ワーキンググループ注1議事概要11頁  
 74) 同議事概要7頁  
 75) 同議事概要10頁大崎座長  
 76) 同議事概要12頁垣内委員  
 77) 同議事概要13頁安念委員  
 78) 同議事概要12頁金融庁  
 79) 中田孝『イスラム 生と死と聖戦』46頁, 集英社, 2015  
 80) 内田樹・中田孝『一神教と国家』42頁, 集英社, 2014  
 81) 小山寡昭『詳解銀行法全訂版』133頁, キンザイ, 2012  
 82) 『詳解銀行法』134頁  
 83) 2014年6月12日「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」10頁  
 84) 2014年6月24日閣議決定 5. 貿易・投資分野①内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し  
 85) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針  
 86) 『金融恐慌とユダヤ・キリスト教』186頁  
 87) 内閣府規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要5頁  
 88) 湯川昌範「銀行本体のイスラム金融に関する主賓行等向けの総合的な監督指針等の改正」全国銀行協会雑誌金融818号4頁, 2015  
 89) 2015年4月1日公表パブコメ・コメント結果11番  
 90) 2015年4月1日パブコメ結果7番  
 91) 2015年4月1日パブコメ結果1番  
 92) 主行等向けの総合的な監督指針V-3-3-4(1)  
 93) 湯川昌範 全国銀行協会雑誌金融818号4頁注5, 2015  
 94) 家根田正美・小田大輔「銀行の業務範囲(17)付随業務⑦」金融法務事情No.2017, 52頁, 2015  
 95) 「銀行の業務範囲(17)付随業務⑦」53頁  
 96) 全国銀行協会雑誌金融818号7頁  
 97) 全国銀行協会雑誌金融818号8頁  
 98) 全国銀行協会雑誌金融818号8頁  
 99) Islamic Financial Services Board(IFSB)のレポート(Islamic Financial Services Industry Stability Report 2016)によれば世界のイスラム金融の市場規模は2015年に1兆9000億ドル程度(200兆円)に達したとされている。  
 100) 糠谷英輝「イスラム金融の軌跡」広島経済大学創立五十周年記念論文集上巻433頁, 2017

## The State of Correspondence of the Japanese Financial Supervisory Authorities Concerning Islamic Finance: On the Transfer of Non-Interest Bearing Finance

Hisashi HATAKEYAMA

**Abstract** : In Western society, from the time of ancient Greece, taking financial, especially interest rates, was hated. In Monotheism such as Judaism, Christianity, Muslim, interest lending has been banned. However, in the Christian society of Western Europe, in the 16 th century from the Reformation and the distress of the royal fiscal, officially solved the ban.

Under these circumstances, Islam, a brotherly religion of monotheism, strictly prohibits interest-bearing finance, and its basic attitude remains unchanged even in present age. However, as a constituent member of the capitalist society, a system that is substantially advantageous for economic activity was sought, so it is structuring a system called Islamic finance with the same effect as interest rate. The Japanese financial system has established a banking system based on interest as a legal system.

So, when Japanese banks moved into the Islamic area, it was necessary to incorporate Islamic finance. This paper researched how the finance supervisory authorities of Japan accepted and transplanted Islamic finance.

**Keywords** : Christianity, Islamic financial, Shariah, Riba, Interest